

今治市火葬場(大翔苑)に係る指定管理者の予定者となる団体の選定について

担当課：市民環境部生活環境課

今治市火葬場(大翔苑)の指定管理者の予定者となる団体（以下「指定予定者」という。）を次のとおり選定した。

1 施設の概要

- (1) 所在地 今治市大三島町宮浦1609番地
- (2) 施設の設置目的 この施設は、墓地、埋葬等に関する法律（昭和23年法律第48号）に規定する火葬場であり、人生終焉の荘厳な場として、「故人との別れ」の儀式を厳粛かつ円滑に執り行うことを目的とする。

2 募集概要

- (1) 応募受付期間 令和3年9月22日（水）～令和3年9月30日（木）
- (2) 応募者（3団体）

団体名	代表者役職氏名	住所
有限会社大島葬儀社	代表取締役 馬越 美鈴	今治市宮窪町宮窪2783番地2
イージス・グループ 有限責任事業組合	職務執行者 斎藤 孝宏	三重県四日市市朝日町1番4号
株式会社日本斎苑	代表取締役 渡部 彰	広島県三次市十日市東2丁目3-8

3 審査の概要と結果

(1) 審査の方式

今治市火葬場（大翔苑）指定管理者選定審議会において、応募者からの申請書類の審査やプレゼンテーションを実施し、総合点数方式（あらかじめ定めた審査項目を評価し、審査基準ごとに総合評価し採点する方式）により採点を行い、合計点数の最も高い団体を指定予定者として選定した。

(2) 審査基準等

審査項目及び審査基準並びに配点ウエイト

審査項目及び審査基準		配点ウエイト
【Ⅰ】 市民の平等な使用が確保されていること ・ 使用者の平等な使用の確保		(確保されない場合は失格)
【Ⅱ】 施設の効用を最大限発揮するものであること ・ 施設の設置目的との適合性 ・ 使用者の心情に対する配慮 ・ 使用者に対するサービスの向上 ・ 円滑かつ適正な使用の促進への取組み ・ その他新規、魅力的な提案の有無 ・ 実現の可能性		40点
【Ⅲ】 施設の管理経費の縮減が図られるものであること ・ 当該施設の管理運営に係る市の経費 ・ 実現の可能性		25点
【Ⅳ】 管理を安定して行う人的及び物的能力を有しており、又は確保できる見込みがあること ・ 人的能力 (管理運営組織) ・ 物的能力 ・ 応募者の安定性、信頼性 ・ 実現の可能性		30点
【Ⅴ】 指定管理業務の実施を通じて地域へ貢献できる見込みがあること ・ 地域貢献 収益の処分方法の提案 市内拠点の有無 雇用 (地元雇用・再雇用) ・ 障がい者雇用への取組 ・ 子育て支援への取組 ・ ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する取組 ・ 実現の可能性		15点
【Ⅵ】 応募者の実績		応募団体により審査の観点及び配点が異なる。
現行指定管理者 ・ モニタリング結果		8点
現行指定管理者以外の応募団体 ・ 類似施設の運営実績の有無 ・ 実績やノウハウが施設管理運営に効果的か		5点
【Ⅶ】 全般 ・ 応募者の取組み姿勢		25点
合計点数	現行指定管理者	143点
	現行指定管理者以外の応募団体	140点

(3) 審査結果

審査結果は次表のとおりであり、有限会社大島葬儀社を指定予定者として選定した。

団体名	有限会社大島葬儀社 (A団体)	イー・ジェス・グループ 有限責任事業組合 (B団体)	株式会社日本斎苑 (C団体)
審査基準Ⅰ	適正	適正	適正
審査基準Ⅱ	31.2点	30.4点	30.4点
審査基準Ⅲ	25.0点	24.7点	24.8点
審査基準Ⅳ	22.8点	21.6点	21.8点
審査基準Ⅴ	10.5点	10.2点	10.2点
審査基準Ⅵ	4.5点	4.2点	4.2点
審査基準Ⅶ	20.5点	20.0点	19.5点
合計	114.5点	111.1点	111.9点

○審査基準Ⅰについては、各社とも適正と評価された。

○審査基準Ⅱについては、A団体は同施設の委託管理業務実績から問題なく、地域に根ざした運営が実施されている点が評価された。B団体は多くの指定管理の経験に基づいたノウハウやバックアップ体制などの提案が評価された。C団体は火葬業務の専門としての質の高いサービス追求に対して評価された。

○審査基準Ⅲについては、指定管理料上限額（25,600千円（2年間））以内であり、適正と認められた。

（指定管理料基準額（2年間）：有限会社大島葬儀社 25,200千円

イー・ジェス・グループ有限責任事業組合

25,525千円

株式会社日本斎苑 25,428千円）

○審査基準Ⅳについては、A団体は地元業者として人材確保や育成などについて、実績から問題はないと評価された。B団体は他斎場からの流動配置など効率的な人員配置、また安定した経営基盤が評価された。C団体は中長期的に人材を育成するシステムが構築されている姿勢が評価された。

○審査基準Ⅴについては、A団体は地元の雇用や経済面での地域貢献度が大きい点が評価された。B団体は地元の雇用や寄付の検討を行なっていることが評価された。C団体は若手や女性など幅広く活躍している点、多様性のある働き方を提案し、地元雇用者で業務を担うことを目指すことが評価された。

○審査基準Ⅵについては、A団体は同施設の委託管理業務実績や市内他施設の運営実績が評価された。B団体は全国で展開する類似施設の業務実績が評価された。C団体は広島市などにおける類似施設の業務実績が評価された。

○審査基準Ⅶについては、A団体は地元の企業であり、市内他施設での指定管理としての実績もあり、またこの1年大翔苑での委託管理を受託し施設に精通している点が評価された。B団体は全国で事業実績があり、雇用創出の点から評価された。C団体は中国地

方などで実績があり、火葬専門業者としてのノウハウがある点が評価された。

○以上、提案された事業計画書等を審査し総合的な評価をした結果、各団体ともに実績やノウハウを生かした提案となっている中、A団体が合計点数において優れる結果となり、当審議会はA団体を指定予定者として選定した。

なお、当審議会において、A団体に対してワークライフバランスなど新しい課題に対して積極的に改善すること、市内業者として、地域との連携が行える体制を構築していただきたいとの要望があったこともあわせて報告しておきたい。

※ 点数は各委員の平均値

4 指定期間 令和4年4月1日から令和6年3月31日まで